

## 消費料確認通知書

管理番号 平成21年

この度、契約会社が貴方に対して行っている料金の未払いもしくは契約不履行に対して当該会社が管轄裁判所に訴状申請した事を通知致します。

訴訟内容、取り下げ最終期日につきましては担当職員にて受け賜りますが、当センターは原告側からの最終催告、また御本人様と訴訟内容を確認する機関であり、当センターが貴方に対して訴訟を起こしているのではありません。

個人情報保護法に基づき御本人様からのご連絡をお願い致します。

このまま連絡無き場合、管轄裁判所から裁判の日程を決定する呼出状送達後に出廷となります。尚も放置しておく、相手方の言い分どおりの判決が出て、執行官立会いのもと、あなたの給料や財産の差押さえ等をされてしまう事がありますので、ご注意ください。

※ 最近、悪質な架空請求業者や個人情報を悪用し民事裁判制度を利用する手口も見受けられますので、万が一身に覚えが無い場合でも早急にご連絡下さい。

相談受付時間 9:00～17:30 (土・日・祭日を除く)

本件連絡先 (相談窓口)

〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-2-11

財団法人 **全国消費生活相談センター**

## 消費料確認通知書

管理番号 平成21年

この度、契約会社が貴方に対して行っている料金の未払いもしくは契約不履行に対して当該会社が管轄裁判所に訴状申請した事を通知致します。

訴訟内容、取り下げ最終期日につきましては担当職員にて受け賜りますが、当届金は原告側からの最終通告、また御本人様と訴訟内容の正当性を確認する機関であり、当センターが貴方に対して訴訟を起しているのではありませんので、予めご了承下さい。

このまま連絡無き場合、管轄裁判所から裁判の目録を決定する呼出状送達後に出発となります。尚も放置しておく、相手方の言い分どおりの判決が出て、執行官立会いのもと、あなたの給料や財産の差押え等をされてしまう事がありますので、ご注意ください。

※ 最近、悪質な架空請求業者や個人情報を悪用し民事裁判制度を利用する手口もみられます。

万が一、身に覚えが無い場合早急にご連絡下さい。

個人情報保護法に基づき御本人様からのご連絡をお願い致します。

相談受付時間 9:00～18:00 (土・日・祭日を除く)

本件係属先

(相談課窓口)

〒100-0013 東京都千代田区麹町1-2-11

財団法人 全国消費生活相談センター